

名張市公契約条例（素案）について（説明資料）

1. 制定の趣旨及び背景

昭和24年にILO（国際労働機関）において採択された「公契約における労働条項に関する条約」は、現在では63か国で批准されているものの、本国では批准の前提となる国内法令の整備が困難であるとして、現在のところ批准していない状況です。

一方で、地方公共団体における公契約条例については、平成22年2月に千葉県野田市が全国で初めて制定して以降、令和7年9月25日時点で全国91の地方公共団体で、県内では津市及び四日市市で制定されています。

また、近年では、全国的に就業者の不足、高齢化が進んでおり、本市の公共工事や行政サービスの提供に係る業務委託等においてもその深刻な状況は例外ではありません。

このような社会状況を踏まえ、発注者、受注者等双方に求められている公共工事等の品質の確保や将来の担い手を確保していくための適正な労働環境の確保（適正な賃金の支払いや労働時間の設定・管理、各種保険への加入等、安全な労働環境に係る関係法令の遵守など）を図り、もって、労働者の生活の安定、公共工事及び行政サービスの質の向上、担い手の確保及び地域経済の活性化を図るため、本市における公契約に関しての総則的事項を定める理念型の条例である名張市公契約条例（以下単に「条例」といいます。）の制定に向けたパブリックコメントを実施します。

2. 制定の内容

条例の目的、用語の定義、基本理念、市の責務、受注者等の責務、公契約の適正な履行の確保等の事項について、次のとおり定めます。

（1）目的

公共事業等の良好な品質及び公契約の適正な履行並びに労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって地域経済の健全な発展及び豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること。

（2）用語の定義

条例において使用する公契約、特定公契約等の用語の定義を規定します。

（3）基本理念

ア．公契約の公平性、透明性並びに競争性を確保すること。

イ．公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。

- ウ. 労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- エ. 地域経済の健全な発展及び豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現に努めること。

(4) 市の責務

- ア. 基本理念に基づき、公契約の適正な履行のための施策を総合的に推進し、公契約の公平性、透明性及び競争性を確保すること。
- イ. 適正に契約事務を行うとともに、当該業務内容の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適切な時期かつ合理的な規模で発注すること。

(5) 受注者等の責務

- ア. 公契約に携わる者として社会的な責任を負っていることを自覚し、関係法令を遵守するとともに、業務を適正に履行しなければならないこと。
- イ. 公契約に関する市の取組に協力するよう努めなければならないこと。
- ウ. 労務費その他の経費を適正に積算するとともに、受託者^{※1}と対等な立場において、合意に基づいた契約を締結し、適切な代金の支払、労働条件の確保及び安全対策の徹底により、公共事業等の良好な品質の確保に努めなければならないこと。
- エ. 受注者及び受託者は、当該業務に係る受託者に対してこの条例の目的についての理解を求めるとともに、関係法令を遵守させ、誠実に業務を行わせるよう努めなければならないこと。

※1 受託者とは、令和8年1月1日に施行した「下請代金支払遅延等防止法」の一部改正により、同法の題名が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改められ、委託側、受託側の上下関係を連想させる側面がある「下請」の字句の使用が廃止されたことを受け、本条例においてもその趣旨に沿って、受注者から業務の一部を請け負い、又は受託する事業者を受託者とします。

(6) 公契約の適正な履行の確保

- ア. 市長等は、価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めること。
- イ. 市長等は、予定価格を算出するに当たり、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務、資材等の取引価格等を的確に反映すること。
- ウ. 受注者等は、労務費その他の経費を適正に積算しなければならないこと。

(7) 特定公契約^{※2}に係る適正な労働条件の確保

- ア. 市長等は、公契約が特定公契約である場合には、受注者等に対して労働条件の確保の状況その他必要と認める事項についての報告を求めることができるものとし、受注者等はこれに応じなければならないこと。
- イ. 市長等は、前項の規定による報告を受けた場合において、その内容に疑義が生じた場合には、受注者等に対し、説明を求めることができること。
- ウ. 市長等は、前項の規定による説明を受けた場合において、関係法令を遵守していないと思料されるときその他必要があると認めるときは、国その他の関係機関へ通報又は連絡をすること。

※2 特定公契約とは、公契約のうち、次の区分のいずれかに該当する契約（規則で定めます。）をいいます。

- 工事請負：予定価格が5,000万円以上の請負契約
- 業務請負：予定価格が1年度当たり500万円以上の次に掲げる契約
 - ・市庁舎等の清掃業務、窓口業務、運営業務、警備業務
 - ・給食の調理業務
 - ・除草業務
- 指定管理に係る協定：上限額が1年度当たり500万円以上の協定

(8) 市内事業者の受注機会の確保

- ア. 市長等は、(1)の目的の達成のほか、本市における防災体制の維持及び向上を図るため、市内事業者の受注の機会を確保するよう努めること。
- イ. 受注者等は、業務に係る受託者を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内事業者を積極的に活用するよう努めなければならないこと。

(9) その他

その他条例の施行に必要な事項は規則で定めます。

3. 施行期日

公布の日から施行します。ただし、2(7)特定公契約に係る適正な労働条件の確保に関する規定は、令和8年10月1日以後に公告した発注案件（随意契約の場合は見積書の提出を依頼した案件）について適用します。

4. 今後のスケジュール

令和8年3月下旬～5月下旬	パブリックコメントの検討、庁内合議など
5月下旬	全員協議会
下旬	パブリックコメントの結果公表
6月上旬	6月定例議会議案提出予定